

豊後大野市ブランド認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊後大野市内で生産された農林水産物等の地域資源を活用した、又は市内で製造された加工品・工芸品等（以下「加工品等」という。）の中で、特に優れた商品に対して、地域ブランドとしての認証（以下「認証」という。）を行い、広く情報発信することにより、消費拡大及び地域産業の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに、本市の魅力向上させることを目的として実施する豊後大野市ブランド認証制度（以下「認証制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証を行う加工品等)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する加工品等に対して認証を行うものとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物等を主原料としている、又は市内で製造されていること。
- (2) 市外で製造されている場合であって、市内で生産された農林水産物等を主原料としており、当該加工品等に対して認証を行うことが認証制度を実施するに当たり適当であると市長が特に認めるもの。
- (3) 市内外で広く広報されており、又は広く広報される予定があること。
- (4) 6月以上販売されていること。

(申請資格)

第3条 認証を受けることができる者は、加工品等を製造、又は販売する者（加工品を販売する者にあつては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条に規定する当該加工品の表示内容に責任を有する者として表示されている者に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 加工品等の製造又は販売について、法令等の規定に違反していないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、豊後大野市ブランド認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 豊後大野市ブランド認証申請調書（別紙1）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 定款又はこれに類する書類（法人の場合に限る）
- (4) 登記事項証明書（法人の場合に限る）
- (5) 認証に係る誓約書（別紙2）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書（別紙3）

(7) 豊後大野市ブランド認証制度実施要領第3条に定める書類

(8) その他市長が必要と認める書類

（認証の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請に係る加工品等の認証を決定し、豊後大野市ブランド認証書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、認証の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（公表）

第6条 市長は、認証の決定を受けた者（以下「認証事業者」という。）及び認証の決定を受けた加工品等（以下「認証品」という。）について、市のホームページ等において公表するものとする。

（認証の表示）

第7条 認証事業者は、認証品（包装、容器等を含む。）に認証を受けた旨を表示することができる。

（認証内容の変更）

第8条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、豊後大野市ブランド認証内容変更届出書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 認証品の名称等を変更したとき。

(2) 認証事業者の氏名又は住所（認証事業者が法人、その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）を変更したとき。

(3) 認証品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(4) 第4条の規定による申請内容に変更が生じたとき。

（認証の有効期間等）

第9条 認証の有効期間は、認証を決定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認証の有効期間は、認証事業者の申請に基づき、更新することができる。

3 第4条の規定は、認証事業者が認証の更新をしようとする場合について準用する。この場合において、同条中「認証を受けよう」とあるのは「認証の更新をしよう」と、「市長が定める日」とあるのは「当該認証の有効期間が満了する日の2月前の日」と読み替えるものとする。

（事業実績報告及び調査等）

第10条 認証事業者は、認証の決定を受けた年度の翌年度から、前年度における認証品の製造量（認証品を販売する者にあつては、販売量）、広報宣伝等の取組状況等について、豊後大野市ブランド認証事業実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて各年度の末日から2月が経過する日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受け、特に必要があると認めるときは、認証事業者に対して認証品に係る製造、販売の状況等を調査し、改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認証事業者の責任)

第11条 認証品の製造、販売等に係る事故、苦情等が発生したときは、認証事業者がその責任を負うものとし、当該事故、苦情等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認証の取消し)

第12条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 第10条の規定による報告又は調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (3) 認証品の製造又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、豊後大野市ブランド認証取消通知書(様式第5号)により、当該認証事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた認証事業者(以下「取消事業者」という。)は、速やかに豊後大野市ブランド認証書を市長に返還しなければならない。

4 取消事業者は、当該取消日から起算して1年を経過する日までの間は、第4条の規定による申請をすることができない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日に一部改正し、同日から適用する。